

広報みゆき

令和7年9月号
宇都宮東警察署御幸交番
028-662-9125

秋の交通安全県民総ぐるみ運動について

★マナーアップ! あなたが主役です!★

期間 令和7年9月21日(日)～30日(火)までの10日間

●運転の重点●

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守

★なお、改正道路交通法の一部が施行され、自転車の「ながらスマホ・酒気帯び運転」に対する罰則等が整備されています。



～自転車のルールを守って安全に利用しよう～

・自転車安全ルール

- 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用
- 6 自転車乗車時はイヤホン等を外す
- 7 自転車乗車時はスマートフォン等を見ずに運転に集中



・自転車もヘルメットを着用

・すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。

※栃木県自転車条例（令和4年4月施行）で既に努力義務になっています。

※また、県条例で自転車保険の加入は義務になっています。

全ての座席でシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用を!

